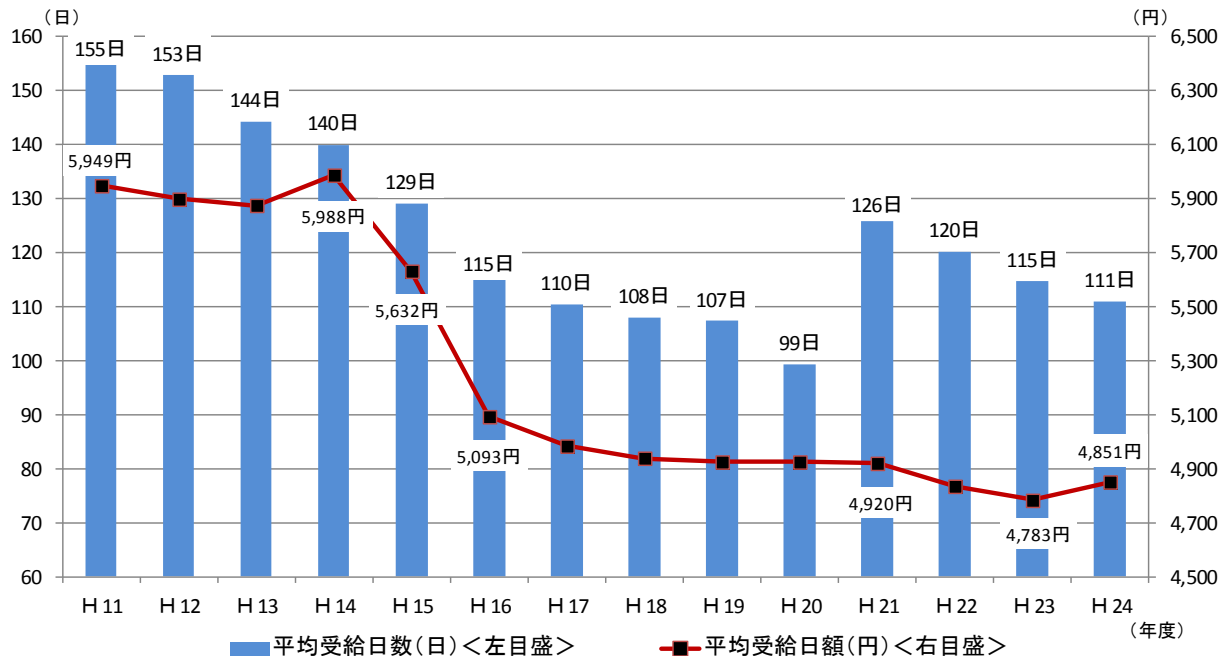


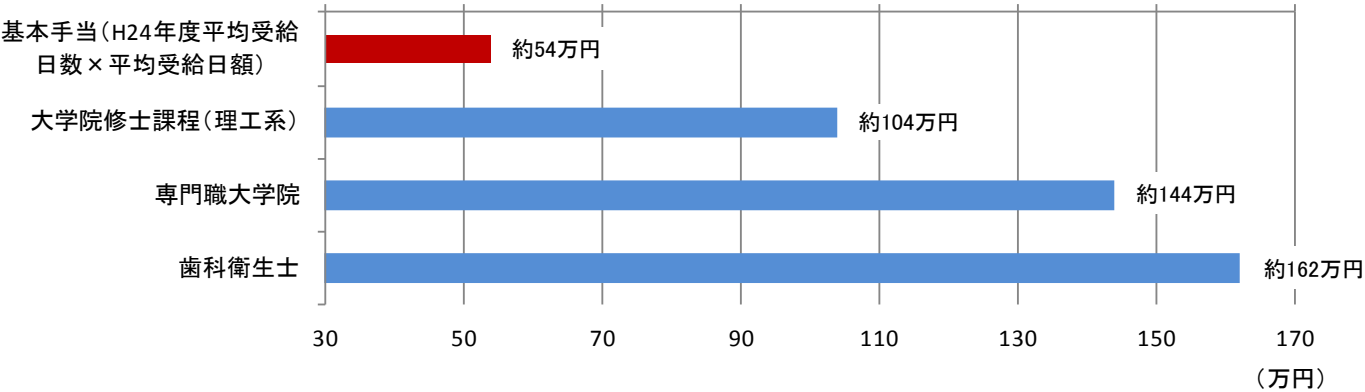
基本手当受給額と「学び直し支援措置」(たたき台)の比較

1. 基本手当の平均受給日数および平均受給日額の推移



※第88回雇用保険部会(6/12)「資料1」のデータに基づき作成
平均受給日数＝当該年度基本手当総支給日数÷当該年度初回受給者数
平均受給日額＝当該年度基本手当総支給額÷当該年度基本手当総支給日数

2. 基本手当受給額と「学び直し支援措置」(たたき台)による給付額の比較



教育訓練講座	①費用(年間平均)	②受講期間平均	③総費用(①/12×②)	④給付額(③×60%)
大学院修士課程(理工系)	約99万円	21ヶ月	約173万円	約104万円
専門職大学院	約125万円	23ヶ月	約240万円	約144万円
歯科衛生士	約90万円	36ヶ月	約270万円	約162万円

※ 基本手当受給額＝H24年度平均受給日数(111日)×平成24年度平均受給日額(4,851円)
※「学び直し支援措置」給付額は第92回雇用保険部会(10/8)資料に基づき上記表のとおり試算

・「生活と雇用の安定」をはかる雇用保険の最も根源的な給付である基本手当の平均受給額が約54万円であるにもかかわらず、今回事務局提起の「学び直し支援措置」として100万円以上を雇用保険から支給するという制度設計は明らかにバランスを欠いている。基本手当の給付の改善が優先されるべき。

・「学び直し」は計画的な受講が可能であり、また短期間の雇用保険料納付で巨額な給付を受けることが可能になれば、モラルハザードや「保険」システムの破たんを招きかねない。「学び直し支援措置」を雇用保険で行うのであれば、制度の趣旨に沿って支援対象者や訓練内容、給付額を限定するなど、慎重に検討すべき。